

施設整備・法人化等検討委員について(案)

4年制大学の施設整備および公立大学法人化(以下「法人化」という。)については、コストを極力抑えながら、自立的な環境の下で、民間的経営手法の導入により魅力ある大学づくりを行うことが重要であるため、4年制大学設置準備委員会(以下「準備委員会」という。)の中に施設整備・法人化等検討委員をおき、専門的な見地から検討を行うこととする。

第1 4年制大学設置準備委員会設置要綱第8条の規定に基づき、4年制大学の施設整備および法人化に係る事項の検討を行うための委員として施設整備・法人化等検討委員(以下「法人化等検討委員」という。)を置く。

第2 法人化等検討委員は、次の事項を担当する。

- (1) 4年制大学の施設整備に関する事項の検討を行うこと。
- (2) 4年制大学の法人化等に関する事項の検討を行うこと。

第3 法人化等検討委員は、準備委員会委員長(以下「委員長」という。)が準備委員会委員の中から指名したものである。

- 2 法人化等検討委員の定数は5名程度とする。
- 3 法人化等検討委員の任期は、指名された日から平成25年3月31日までとする。
- 4 委員長は法人化等検討委員を統括する。

第4 法人化等検討委員に関する事務局は大学設置準備室に置く。

第5 以上のほか、法人化等検討委員の職務に必要な事項は、市長が別に定める。